

第6部 個別の意匠登録出願

第1章 部分意匠

61 関連条文

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

（第2項及び第3項略）

意匠法施行規則

様式第2 備考8

物品の部分について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄の上に「【部分意匠】」の欄を設ける。

意匠法施行規則

様式第6 備考11

物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、8から10において、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

意匠法施行規則

様式第7 備考4

その他は、様式第6の備考2、3、6、8から12まで、14及び18から23までと同様とする。

意匠法施行規則

様式第8 備考3

物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分以外の部分を黒色で塗りつぶす等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

61.1 部分意匠とは

部分意匠は、意匠法第2条第1項の規定により、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であると定義される。具体的には、以下のとおりとなる。

(1) 部分意匠の意匠に係る物品

部分意匠の意匠に係る物品は、意匠法上の物品と認められなければならない。

(第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」
21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照)

したがって、物品の一部、例えば「靴下のかかと部分」のように意匠法上の物品とは認められないものは、部分意匠の意匠に係る物品とは認められない。
(第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」
21.1.1.1(2)「物品と認められないものの例」参照)

(2) 物品の部分

物品の部分とは、物品全体の中で一定の範囲を占める部分であって、当該物品において、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分である。

(3) 組物の意匠に係る部分意匠

意匠法第2条の規定より、部分意匠を含む組物の意匠の意匠登録出願は認められない。組物の意匠の保護の目的が組物全体としての統一ある美感にあることから、物品の部分に係る創作を評価するものである部分意匠を含む組物の意匠は、意匠登録を受けることができない。(第6部「個別の意匠登録出願」第2章「組物」参照)

61.2 部分意匠の意匠登録出願における願書・図面

61.2.1 部分意匠の意匠登録出願における願書の記載事項

(1) 「部分意匠」の欄

部分意匠の意匠登録出願と、全体意匠の意匠登録出願とは、意匠登録を受けようとする方法及び対象が異なるものであることから、意匠法施行規則様式第2備考8の規定により、部分意匠の意匠登録出願をする場合に、その旨を出願当初に明示する。

(2) 「意匠に係る物品」の欄の記載

部分意匠の願書の「意匠に係る物品」の欄には、全体意匠の願書の「意匠に係る物品」の欄と同様に、意匠法第7条の規定により別表第一の下欄に掲げる物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分が記載されていなければならない。(第5部「意匠登録の手続的要件」第1章「一意匠一出願」参照)

例えば、カメラの創作において、「意匠登録を受けようとする部分」が当該グリップ部分であっても、権利の客体となる意匠に係る物品が当該グリップ部分を含む「カメラ」であることから、願書の「意匠に係る物品」の欄には、「カメラ」と記載されていなければならない。

(3) 「意匠の説明」の欄の記載

意匠法施行規則様式第6備考11の規定により、部分意匠の意匠登録出願においては、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」とを明確に区別できるように記載されなければならない。本備考は、「意匠登録を受けようとする部分」は実線で描き、「その他の部分」は破線で描く方法を例示としてあげ、その特定する方法を願書の「意匠の説明」の欄に記載すべきと規定している。「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の表現方法は、本様式備考8から10で認められている正投影図法、等角投影図法、または斜投影図法による作図法の範囲内において、意匠登録出願人の自由な選択に任されていることから、出願人がどのような特定方法を採用したかを願書の「意匠の説明」の欄に出願当初に記載することを規定している。

部分意匠の意匠登録出願においては、「意匠登録を受けようとする部分」を開示するためには、原則、一組の図面で表さなければならない。しかし、一組の図面に加えて断面図を提出しなければ「意匠登録を受けようとする部分」が特定できない場合には、断面図の提出を認め、出願人にはその旨を願書の「意匠の説明」の欄に出願当初に記載させることとする。(下記 61.3.4 「部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定」(4) 参照)

(4) 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

意匠法施行規則様式第2備考39の規定は、部分意匠の意匠登録出願にも適用される。したがって、部分意匠の意匠に係る物品が、経済産業省令で定める物品の区分のいずれにも属さない場合には、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載することを規定したものである。

61.2.2 部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載

物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、意匠法施行規則様式第6備考11の規定により図面等を作成する。

(1) 一組の図面

「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む形態全体について、一組の図面が必要である。

(2) 一組の図面の省略

図の省略が認められるのは、同様式備考8に規定される同一又は対称である場合の一方の図の省略、同様式備考9の規定により認められた図の省略、同様式備考10に規定される表面図と裏面図が同一若しくは対

称の場合又は裏面が無模様の場合の裏面図の省略に限られている。

(3) 開示の程度

これらの各図における「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む形態全体の開示の程度は、部分意匠について特に規定されていないことから、同様式備考8から10により全体意匠を作図する際の開示の程度と同程度といえる。

すなわち、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む形態全体に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分を認識するのに必要な最小限の構成要素が少なくとも明確に表されていないなければならない。(下記 61.4.1.2「意匠が具体的なものであること」

(4) 参照)

61.3 部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定

部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下のすべての点に関して、願書及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

したがって、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば特徴記載書、優先権証明書、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための証明書等は、部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定の際には、その基礎となる資料とはしない。(第1部「願書・図面」第2章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照)

(1) 部分意匠の意匠に係る物品

当該部分意匠の意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

(2) 「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能

「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能は、前記認定した部分意匠の意匠に係る物品が有する用途及び機能に基づいて認定する。

なお、出願人が当該部分の用途及び機能について、願書の「意匠の説明」の欄又は「意匠に係る物品の説明」の欄に記載した場合には、その記載内容をも含めて当該部分の用途及び機能について認定する。

(3) 「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲

部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に対する当該「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を認定する。

位置について

位置とは、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に対する当該「意匠登録を受けようとする部分」の相対的な位置関係である。

大きさについて

大きさとは、「意匠登録を受けようとする部分」の絶対的な大きさをいう。なお、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分又は願書に添付した図面等によってはその部分意匠の意匠に係る物品全体の大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときに、当該部分意匠の意匠に係る物品全体の大きさが「意匠の説明」の欄に記載されているときは、まず、当該部分意匠の意匠に係る物品全体の大きさを認定し、次に、その認定に基づいて、「意匠登録を受けようとする部分」の大きさを認定する。

範囲について

範囲とは、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に対する当該「意匠登録を受けようとする部分」の相対的な大きさ（面積比）である。

（４）「意匠登録を受けようとする部分」の形態

「意匠登録を受けようとする部分」の形態の認定

「意匠登録を受けようとする部分」の形態を認定する際には、意匠登録出願人が願書の「意匠の説明」の欄に記載した特定方法により行う。

一組の図面とその他の必要な図

意匠法施行規則様式第6備考11の規定によれば、例えば、立体的な意匠について部分意匠の意匠登録出願をする場合には、同様式備考8、すなわち一組の図面において、例えば、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により「意匠登録を受けようとする部分」を特定しなければならないことから、「意匠登録を受けようとする部分」の形態の認定の基礎となる図面は、一組の図面となる。

そうすると、その他の必要な図、更に、意匠の理解を助けるために必要があるときに加える使用状態を示した図その他の参考図において「意匠登録を受けようとする部分」の形態を認定することは原則認められない。

しかし、部分意匠の意匠登録出願において「意匠登録を受けようとする部分」の形態を図面により認定する場合に、一組の図面の他に断面図を加えないと事実上当該部分を認定することができないものもあることから、その場合には、例外として断面図を加え認定することができることとする。ただし、その際には、願書の「意匠の説明」の欄に、例えば、「断面図を含めて「意匠登録を受けようとする部分」を表している。」旨、意匠登録出願人に意匠登録出願の際に記載させることとする。

したがって、部分意匠の意匠登録出願において願書の「意匠の説明」の欄にその旨記載されているときには、断面図をも含めて「意匠登録を受けようとする部分」の形態を認定する。

61.4 部分意匠の登録要件

部分意匠として意匠登録出願されたもの（注）が意匠登録を受けるためには、全体意匠の意匠登録出願と同様に、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（注）

部分意匠として意匠登録出願されたものとは、意匠法上の意匠に該当するか否かの判断が審査官によって未だされていないものを指す。

- （1）工業上利用することができる意匠であること（ 61.4.1）
- （2）新規性を有すること（ 61.4.2）
- （3）創作非容易性を有すること（ 61.4.3）
- （4）後願の出願後に意匠公報に掲載された先願の意匠の一部と同一又は類似する後願の意匠でないこと（ 61.4.4）

61.4.1 工業上利用することができる意匠

部分意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

したがって、以下のすべての要件を満たしていないものは、意匠法第3条第1項柱書の工業上利用することができる意匠に該当しないため、意匠登録を受けることはできない。

- （1）意匠を構成するものであること（ 61.4.1.1）
- （2）意匠が具体的なものであること（ 61.4.1.2）
- （3）工業上利用することができるものであること（ 61.4.1.3）

61.4.1.1 意匠を構成するものであること

部分意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第2条第1項に規定する意匠を構成するためには、以下のすべての要件を満たしていなければならない。

- （1）物品と認められるものであること（ 61.4.1.1.1）
- （2）物品自体の形態であること（ 61.4.1.1.2）
- （3）視覚に訴えるものであること（ 61.4.1.1.3）
- （4）視覚を通じて美感を起こさせるものであること（ 61.4.1.1.4）
- （5）他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること（ 61.4.1.1.5）

61.4.1.1.1 物品と認められるものであること

部分意匠の意匠に係る物品が、意匠法上の物品と認められなければならない。なお、「意匠登録を受けようとする部分」のみは判断の対象としない。

(1) 物品と認められるものの例

「意匠登録を受けようとする部分」が意匠法上の物品とは認められない「靴下のかかと部分」であっても、部分意匠の意匠に係る物品が意匠法上の物品と認められる「靴下」であるもの

「意匠登録を受けようとする部分」が意匠法上の物品と認められる「包装用容器の蓋」の部分であって、部分意匠の意匠に係る物品が意匠法上の物品と認められる「包装用容器」であるもの

(2) 物品と認められないものの例

「意匠登録を受けようとする部分」として模様のみを図面に表し、部分意匠の意匠に係る物品を「繊維製品に表す模様」としたもの

61.4.1.1.2 物品自体の形態であること

部分意匠の意匠に係る物品の形態全体が、物品自体の形態でなければならない。なお、「意匠登録を受けようとする部分」の形態のみは判断の対象としない。

(1) 物品自体の形態と認められないものの例

販売展示効果を目的としてハンカチを結んでできた花の形状の一部を「意匠登録を受けようとする部分」としたもの

61.4.1.1.3 視覚に訴えるものであること

「意匠登録を受けようとする部分」の形態が、視覚に訴えるものでなければならない。なお、「その他の部分」のみは判断の対象とせず、また、部分意匠の意匠に係る物品の全体に対する「意匠登録を受けようとする部分」の大きさの比率は問わない。

(1) 視覚に訴えるものと認められないものの例

「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が、部分意匠の意匠に係る物品の通常取引状態において、

外部から視認できない部分であるもの

「意匠登録を受けようとする部分」の形態が微細であるために肉眼によってはその形態を認識することができないもの

61.4.1.1.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること

「意匠登録を受けようとする部分」が、視覚を通じて美感を起こさせるものでなければならない。なお、「その他の部分」のみは判断の対象としない。

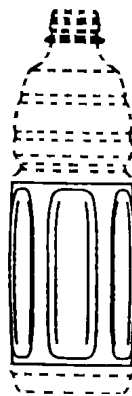
61.4.1.1.5 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること

「意匠登録を受けようとする部分」が、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分に該当するためには、対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されていないと認められない。なお、「その他の部分」のみは判断の対象としない。

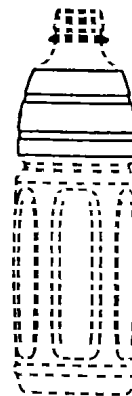
(1) 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分に該当すると認められるものの例

以下の2つの包装用容器は、「意匠登録を受けようとする部分」にいずれも対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されている。

【事例1】
「包装用容器」



【事例2】
「包装用容器」



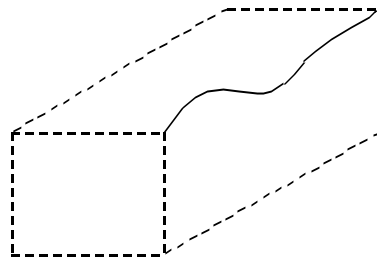
(2) 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分に該当すると認められないものの例

「意匠登録を受けようとする部分」が稜線のみのももの

稜線は面積を持たないものであるため、一定の範囲を占める部分ではないため、公知の意匠等と対比する際に対比の対象となり得る部分に該当しない。

【事例】

「建築用コンクリートブロック」



物品の形態のシルエットのみを表したもの

一定の範囲を占める部分とは認められないため、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分に該当しない。

【事例】

乗用自動車の側面を投影したシルエットのみを表したもの

「意匠登録を受けようとする部分」に意匠の創作の単位が一つも含まれていないもの

【事例】「包装用容器」



61.4.1.2 意匠が具体的なものであること

第一に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて願

書の記載及び願書に添付された図面等を総合的に判断した場合に、合理的に善解して、意匠登録出願の方法及び対象が部分意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなくてはならない。

次に、部分意匠の意匠登録出願に係る意匠が具体的なものと認められるためには、全体意匠と同様に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、

部分意匠の意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づく具体的な用途及び機能、

「意匠登録を受けようとする部分」の具体的な用途及び機能

「意匠登録を受けようとする部分」の具体的な位置、大きさ、範囲

「意匠登録を受けようとする部分」の具体的な形態

が直接的に導き出されなければならない。

また、「その他の部分」についても、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する部分意匠の意匠に係る物品として認識するのに必要な最小限の構成要素が少なくとも具体的に表されていないなければならない。

なお、願書又は願書に添付した図面等の記載の正確性については、全体意匠に関する取扱いが適用されるため、第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

(1) 意匠が具体的なものと認められるものの例

当該意匠登録出願に「部分意匠」の欄の表示がない場合であって、願書の「意匠の説明」の欄の記載及び図面等の具体的な表現によって当該出願が部分意匠に関するものであることが明らかなもの

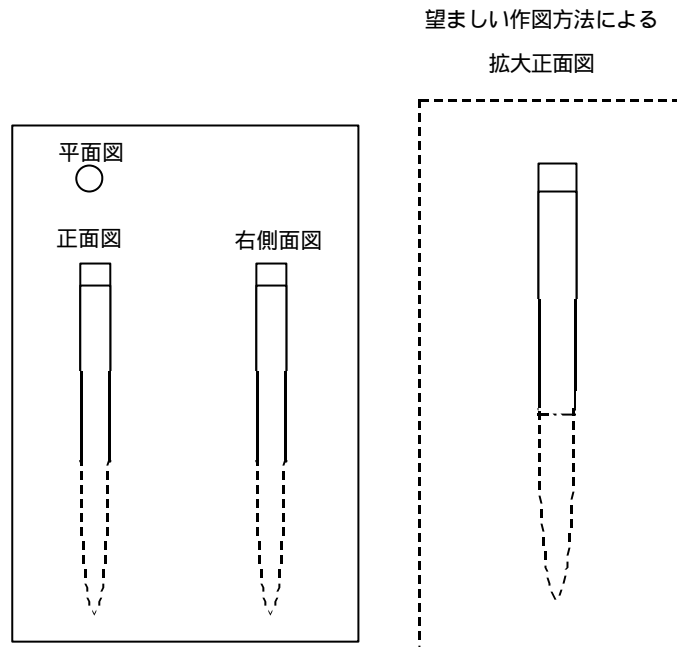
境界線の表示がないことが作図上の誤記と認められ、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて願書の記載及び願書に添付された図面等を総合的に判断した場合に、合理的に善解して、「意匠登録を受けようとする部分」の境界を当然に導き出すことができるもの

「意匠登録を受けようとする部分」は、一定の範囲を占める部分でなければならないことから、当該意匠の外観の中に含まれる、一つの閉じられた領域でなければならない。

ただし、例えば、下記の「柵用支柱」のように線材、棒状のようなものであって、各図の記載や当該物品の特質等から判断した場合に、「意匠登録を受けようとする部分」の外形を表す実線の端部を直線で連結した位置を境界とみなすことに問題がないと認められるときは、「意匠登録を受けようとする部

分」が一定の範囲を占めているものとして扱う。

【事例】「柵用支柱」



(2) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、願書の記載及び願書に添付された図面等を総合的に判断して合理的に善解したとしても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せない場合、意匠が具体的なものとは認められない。

部分意匠の意匠登録出願か、全体意匠の意匠登録出願が明らかでない場合

部分意匠の意匠に係る物品又は「意匠登録を受けようとする部分」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合

「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が表されていない場合

「その他の部分」の全体の形態が表されていない場合

「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む形態全体に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する部分意匠の意匠に係る物品として認識するのに必要な最底限含まれていなければならない構成要素が明確に表されていない場合

- 「意匠登録を受けようとする部分」の形態が明らかでない場合
- () 「意匠登録を受けようとする部分」の形態が、各図不一致の場合
 - () 「意匠登録を受けようとする部分」が閉じた領域ではない場合
 - () 「意匠登録を受けようとする部分」を「一組の図面」以外の図面のみにより表している場合(例えば、斜視図のみで表しているもの。ただし、「断面図」によっても「意匠登録を受けようとする部分」を表している旨、願書の「意匠の説明」の欄に記載されているものを除く。)
- 「その他の部分」の形態が明らかでない場合
- 破線等で表された「その他の部分」の形態が、例えば各図不一致により具体的でないときは、「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の中での位置、大きさ、範囲が具体的とならないことから、意匠が具体的でないものとなる。
- 願書の「意匠の説明」の欄に図面において「意匠登録を受けようとする部分」がどのように特定されているかについて記載がない場合

61.4.1.3 工業上利用することができるものであること

部分意匠の意匠に係る物品が、工業上利用することができるものでなくてはならない。

なお、「意匠登録を受けようとする部分」のみは、工業上利用することができるか否かについての判断の対象とはしない。

61.4.2 新規性

意匠法第3条第1項各号の規定の適用については、部分意匠の意匠登録出願前に、当該部分意匠が日本国内又は外国において、「公然知られた意匠」又は「頒布された刊行物に記載された意匠」若しくは「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠」のいずれかの意匠に該当するか又はそれらの意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断することにより行う。

61.4.2.1 意匠法第3条第1項第1号及び第2号

当該部分意匠が、意匠法第3条第1項第1号又は第2号の意匠に該当するか否かの判断を行い得るためには、同項第1号又は第2号の意匠の中に、原則的に、部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が開示されていなければならない。

その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.1及び22.1.2を参照されたい。

61.4.2.2 意匠法第3条第1項第3号

61.4.2.2.1 意匠法第3条第1項第1号又は第2号の意匠と部分意匠との類否判断

意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、部分意匠の意匠に係る物品と意匠法第3条第1項第1号又は第2号の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

例えば、カメラの創作において当該グリップ部分が部分意匠として意匠登録出願された場合、権利の客体となる意匠に係る物品は当該グリップ部分を含む「カメラ」であることから、新規性の判断の基礎となる資料は、「カメラ」及びそれに類似する物品に係る意匠となる。

この要件のもと、部分意匠と同項第1号又は第2号の意匠とが以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。

部分意匠の意匠に係る物品と同項第1号又は第2号の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似であること

部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」と同項第1号又は第2号の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所との用途及び機能が同一又は類似であること

部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」と同項第1号又は第2号の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所との形態が同一又は類似であること

「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲と、相当する箇所の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲とが同一か、又は、当該物品においてありふれた範囲内のものであること

なお、上記 から についてすべて同一の場合、両意匠は、同一となる。

(1) 意匠に係る物品の共通点及び差異点の認定

部分意匠の意匠に係る物品と同項第1号又は第2号の意匠の意匠に係る物品のそれぞれの用途及び機能について共通点及び差異点を認定する。

(2) 当該部分における用途及び機能の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」と同項第1号又は第2号の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所のそれぞれの用途及び機能について共通点及び差異点を認定する。

(3) 当該部分の形態の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」と同項第1号又は第2号の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所のそれぞれの全体の形態及び各部の形態について共通点及び差異点を認定する。

ただし、「その他の部分」の形態については直接共通点及び差異点を認定しない。

(4) 当該部分の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の中での位置、大きさ、範囲と、相当する箇所の当該物品全体の中での位置、大きさ、範囲についても、共通点及び差異点を認定する。

(5) 部分意匠の類否判断

部分意匠の類否判断は、まず、部分意匠の意匠に係る物品と同項第1号又は第2号の意匠の意匠に係る物品の類否判断を行った上で当該部分の用途及び機能について類否判断を行う。

そして、当該部分の形態が生ずる美感及び位置、大きさ、範囲について類否判断を行う。具体的には、上記(1)から(4)で認定した共通点及び差異点を意匠全体として総合的に観察して、意匠の類否判断に与える影響について評価する。なお、それらの類否判断において共通点及び差異点が意匠の類否判断に与える影響は、個別の意匠ごとに变化するものであるが、一般的には、

見えやすい部分は、相対的に影響が大きい。

ありふれた形態の部分は、相対的に影響が小さい。

大きさの違いは、当該意匠の属する分野において常識的な範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。材質の違いは、外観上の特徴として表れなければ、ほとんど影響を与えない。

色彩のみの違いは、形状又は模様の変異に比してほとんど影響を与えない。

位置、大きさ、範囲は、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。

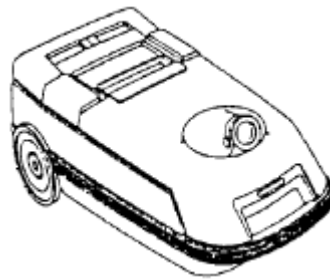
なお、「その他の部分」の形態のみについては対比の対象とはしない。

61.4.2.2.2 意匠法第3条第1項第3号の意匠に該当する部分意匠の意匠登録出願の例

【事例1】

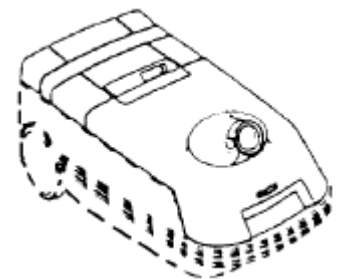
公知の意匠

「電気掃除機本体」



部分意匠の意匠登録出願

「電気掃除機本体」

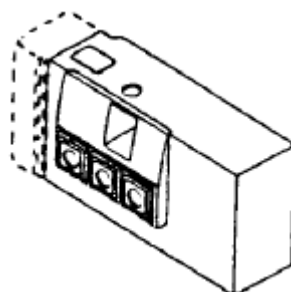


【事例2】

公知の意匠

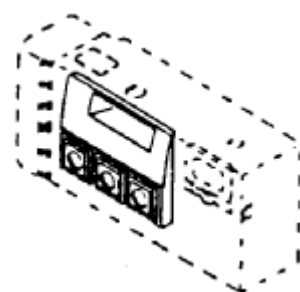
(意匠公報掲載の部分意匠)

「カメラ」



部分意匠の意匠登録出願

「カメラ」

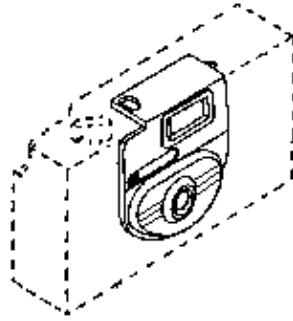


【事例3】

公知の意匠
(意匠公報掲載の部分意匠)
「カメラ」

部分意匠の意匠登録出願

「ファインダー付きカメラ
用レンズ」



(注)

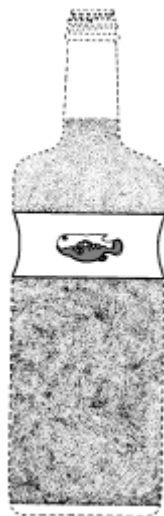
「ファインダー付きカメラ用レンズ」という物品の区分は、本条の説明のためのものであって、意匠法施行規則別表第一に掲げられた物品の区分と同程度と認められる具体的な物品の区分の事例を示したものではない点に注意されたい。

【事例4】

公知の意匠
(意匠公報掲載の部分意匠)
「包装用びん」

部分意匠の意匠登録出願

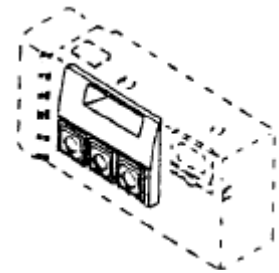
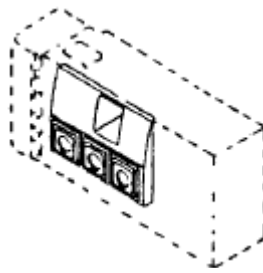
「包装用びん」



【事例5】

公知の意匠
(意匠公報掲載の部分意匠)
「カメラ」

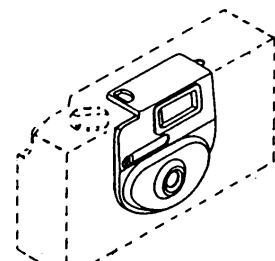
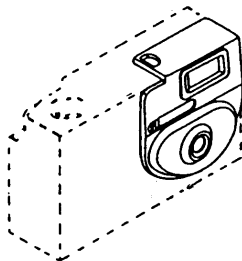
部分意匠の意匠登録出願
「カメラ」



【事例6】

公知の意匠
(意匠公報掲載の部分意匠)
「デジタルカメラ」

部分意匠の意匠登録出願
「デジタルカメラ」



61.4.3 創作非容易性

意匠法第3条第2項の規定の適用についての判断は、「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が、当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるか否かを判断すると共に、当該部分の用途及び機能を考慮し、「意匠登録を受けようとする部分」を当該物品全体の中において、その位置、その大きさ、その範囲とすることが、当業者にとってありふれた手法であるか否かを判断することにより行う。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用

されるため、第2部「意匠登録の要件」第3章「創作非容易性」を参照されたい。

61.4.4 後願の出願後に意匠公報に掲載された先願の意匠の一部と同一又は類似する後願の意匠

意匠法第3条の2の規定は、先願の部分意匠の一部とほとんどそのままのものが後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」として意匠登録出願されたときのように、後願の意匠が何ら新しい意匠の創作とは認められない場合に適用される。

本条の規定の適用については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第2部「意匠登録の要件」第4章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」を参照されたい。

61.4.4.1 出願に係る意匠として開示された意匠と後願の部分意匠との類否判断

本条の規定の適用にあたっては、出願に係る意匠として開示された意匠の中に、原則的に、本条の規定の適用の対象となる後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が開示されていること（後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」が対比可能な程度に十分表されている場合も含む。第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.2.6「刊行物に記載された意匠について」（1）参照）が必要である。

出願に係る意匠として開示された意匠と、後願の部分意匠とが、出願に係る意匠として開示された意匠が全体意匠であるか部分意匠であるか、それぞれの意匠登録出願の意匠登録出願人が同人であるか他人であるか、出願に係る意匠として開示された意匠の意匠に係る物品と後願の部分意匠の意匠に係る物品が同一、類似又は非類似のいずれであるかを問わず、後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」と、出願に係る意匠として開示された意匠のうち後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」に相当する一部との、用途及び機能が同一又は類似であって、それぞれの形態が同一又は類似するとともに、位置、大きさ、範囲についても同一か又は当該物品においてありふれた範囲内のものである場合は、両意匠は類似する。

61.4.4.2 意匠法第3条の2の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例

本条の規定を適用できる事例については、上記61.4.2.2「意匠法第3条第1項第3号の意匠に該当する部分意匠の意匠登録出願の例」事例1から事例6において、公知の意匠を出願に係る意匠として開示された意匠に読み替えて参照されたい。

61.5 新規性の喪失の例外

部分意匠の意匠登録出願においても、意匠法第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けることができる。

なお、意匠法第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けるための要件等その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第3部「新規性の喪失の例外」を参照されたい。

61.6 意匠法第5条各号の規定の適用の判断

意匠法第5条各号の規定の適用については、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む形態全体を判断の対象とする。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第4部「意匠登録を受けることができない意匠」を参照されたい。

61.7 部分意匠についての一意匠一出願の要件

部分意匠の意匠登録出願が以下のいずれかの場合に該当するときは、意匠法第7条の規定に反するので、意匠登録をすることはできない。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第5部「意匠登録の手続的要件」第1章「一意匠一出願」を参照されたい。

61.7.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

部分意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄に、物品の区分の後に「の部分」、「の部分意匠」等の語を付したもの（例、「靴下のかかと部分」、「靴下のかかとの部分意匠」）の記載があるときは、別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分とは認められない。

61.7.2 意匠ごとに出願されていないもの

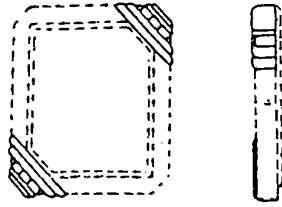
一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」を、一意匠と取扱う。

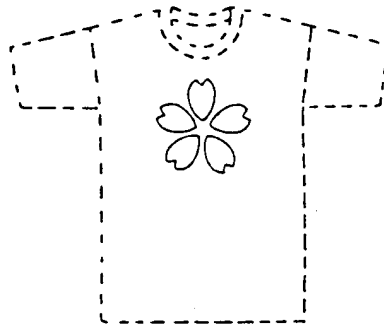
(1) 形態的な一体性が認められる場合

二以上の物理的に分離した「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる形態、一組となる形態等、関連性をもって創作されるものは、形態的な一体性が認められる。

【事例1】「腕時計用側」



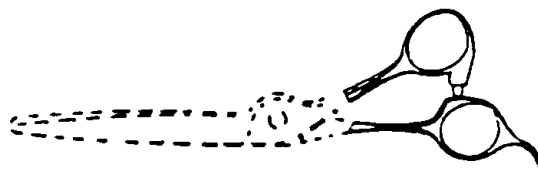
【事例2】「Tシャツ」



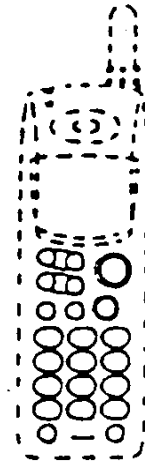
(2) 機能的な一体性が認められる場合

二以上の物理的に分離した「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすことから一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性が認められる。

【事例1】「理髪用はさみ」



【事例2】「携帯電話」



61.8 意匠法第9条及び第10条における部分意匠相互間の判断

意匠法第9条及び第10条の規定は、部分意匠の意匠登録出願同士においてその適用について判断する。

61.8.1 部分意匠の意匠登録出願における類否判断

部分意匠同士が以下のいずれにも該当する場合、両意匠は類似する。

部分意匠の意匠に係る物品の用途及び機能が、同一又は類似であること

「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能が、同一又は類似であること

「意匠登録を受けようとする部分」の形態が、同一又は類似であること

「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の中での位置、大きさ、

範囲とが、同一又は当該物品においてありふれた範囲内のものであること

なお、上記 から について、すべて同一である場合には、両意匠は同一となる。

(1) 意匠に係る物品の共通点及び差異点の認定

部分意匠の意匠に係る物品のそれぞれの用途及び機能について、共通点及び差異点を認定する。

(2) 当該部分における用途及び機能の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」のそれぞれの用途及び機能について、共通点及び差異点を認定する。

(3) 当該部分の形態の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」のそれぞれの全体の形態及び各部

の形態について共通点及び差異点を認定する。

- (4) 当該部分の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定
「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の中でのそれぞれの位置、大きさ、範囲について共通点及び差異点を認定する。

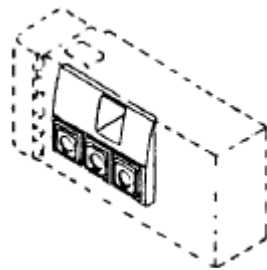
- (5) 部分意匠の類否判断
部分意匠の類否判断については、上記 61.4.2.2.1 「意匠法第3条第1項第1号又は第2号の意匠と部分意匠との類否判断」(5) 「部分意匠の類否判断」に準じて行う。

61.8.1.1 意匠法第9条第1項において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例

【事例1】

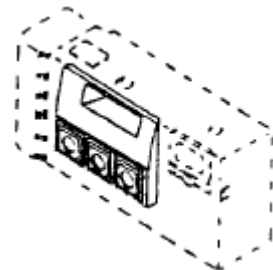
先の日に出願された部分意匠の
意匠登録出願

「カメラ」



部分意匠の意匠登録出願

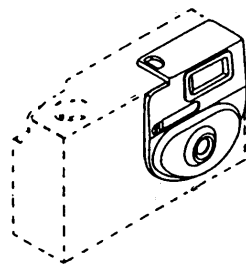
「カメラ」



【事例2】

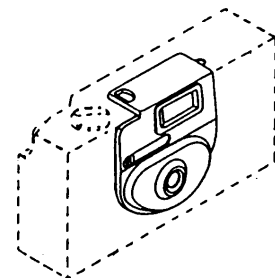
先の日に出願された部分意匠の
意匠登録出願

「デジタルカメラ」



部分意匠の意匠登録出願

「デジタルカメラ」



なお、上記事例の右側の部分意匠の意匠登録出願が、左側の先の日に出願された部分意匠の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報及び協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに出願されたものである場合には、意匠法第3条の2の規定にも該当することから、審査実務上は、同規定を適用する。

61.8.1.2 意匠法第9条第2項又は第10条において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例

当該事例については、上記61.8.1.1「意匠法第9条第1項において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例」事例1及び事例2において、左側の先の日に出願された部分意匠の意匠登録出願を同日に出願された部分意匠の意匠登録出願に読み替えて参照されたい。

61.9 部分意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更

61.9.1 部分意匠の意匠の要旨

部分意匠の意匠の要旨とは、願書の記載及び願書に添付した図面等に表された部分意匠を認定するための各要素（意匠に係る物品、「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能、その物品全体の中に占める「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲、「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態）から直接的に導き出される具体的な意匠の内容をいう。

61.9.2 要旨の変更

願書の記載又は願書に添付した図面等にした補正が、以下のいずれかに該当する場合は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものである。

- (1) 意匠の要旨を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合
- (2) 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合

61.9.3 願書の記載についてした補正の具体的な取扱い

- (1) 願書の「部分意匠」の欄を追加する補正
願書の記載及び願書に添付した図面等を、その意匠の属する分野にお

ける通常の知識に基づいて総合的に判断した場合に、合理的に善解して、当該意匠登録出願が全体意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができる場合、又は、総合的に判断して合理的に善解したとしても、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願か全体意匠の意匠登録出願か不明であってどちらか一方を当然に導き出すことができない場合に、願書の「部分意匠」の欄を追加することによって、当該意匠登録出願を部分意匠の意匠登録出願とする補正は、要旨を変更するものである。

願書の記載及び願書に添付した図面等を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断した場合に、合理的に善解して、当該出願が部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、願書の「部分意匠」の欄を追加する補正は、要旨を変更するものではない。

(2) 願書の「部分意匠」の欄を削除する補正

願書の記載及び願書に添付した図面等を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断した場合に、合理的に善解して、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができる場合、又は、総合的に判断して合理的に善解したとしても、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願か全体意匠の意匠登録出願か不明であって、どちらか一方を当然に導き出すことができない場合に、願書の「部分意匠」の欄を削除して、当該出願を全体意匠の意匠登録出願とする補正は、要旨を変更するものである。

願書の記載及び願書に添付した図面等を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断した場合に、合理的に善解して、当該出願が全体意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、願書から「部分意匠」の欄を削除する補正は、要旨を変更するものではない。

(3) 部分意匠の意匠登録出願について、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を補充する補正

物品の部分について意匠登録を受けようとする場合に、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載が願書の「意匠の説明」の欄になく、願書の記載及び願書に添付した図面等を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断して合理的に善解したとしても、「意匠登録を受けようとする部分」が不明であって、具体的な意匠を当然に導き出すことができないときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を補充する補正は、要旨を変更するものである。

「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がない場合であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を、その意匠

の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断した場合に、合理的に善解して、部分意匠の意匠登録出願であることが明確であって、「意匠登録を受けようとする部分」を当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を補充する補正は、要旨を変更するものではない。

(4) 部分意匠の意匠登録出願について、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を削除する補正

願書の「部分意匠」の欄はないが、願書の記載及び願書に添付した図面等を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断した場合に、合理的に善解して、部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を削除する補正は、要旨を変更するものである。

願書の「部分意匠」の欄がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断して合理的に善解したとしても、部分意匠の意匠登録出願であると認められないときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を削除する補正は、要旨を変更するものではない。

61.9.4 「願書に添付された図面等」についてした補正の具体的な取扱い

(1) 二以上の「意匠登録を受けようとする部分」を包含する意匠登録出願を一の部分意匠にする補正

二以上の「意匠登録を受けようとする部分」を包含すると認められる意匠登録出願を、一の意匠に係る部分意匠の意匠登録出願に分割する際に、当初の意匠登録出願について分割した意匠を削除する補正を分割出願と同時に進行する場合は、要旨を変更するものではない。

二以上の部分意匠を包含すると認められる意匠登録出願について、分割を伴わずに、その一部を削除することにより一の部分意匠の意匠登録とする補正も、要旨を変更するものではない。

(2) 「意匠登録を受けようとする部分」の記載を変更する補正

願書の記載及び願書に添付した図面等を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断して合理的に善解したとしても、「意匠登録を受けようとする部分」の形態を同一の範囲を超えて変更するものとなる補正、或いは、当該部分が「物品」全体の中に占める位置、大きさ、範囲を同一の範囲を超えて変更するものとなる補正は、要旨を変更するものである。

また、願書の記載及び願書に添付した図面等を、その意匠の属する分

野における通常の知識に基づいて総合的に判断して合理的に善解したとしても、「意匠登録を受けようとする部分」の形態、或いは、当該部分が物品全体の中に占める位置、大きさ、範囲が不明であったときに、それらを明確なものとする補正は、要旨を変更するものである。

(3) 「その他の部分」の記載を変更する補正

「その他の部分」を「意匠登録を受けようとする部分」とする補正、或いは、「その他の部分」の形態を変更することによって、願書の記載及び願書に添付した図面等を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断して合理的に善解したとしても、「意匠登録を受けようとする部分」の物品全体の中に占める位置、大きさ、範囲を同一の範囲を超えて変更するものとなる補正は、要旨を変更するものである。

願書の記載及び願書に添付した図面等を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断した場合に、合理的に善解して、その物品全体の中に占める「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を同一の範囲を超えて変更するものとならない補正は、要旨を変更するものではない。

61.10 部分意匠の意匠登録出願に関する分割

61.10.1 意匠ごとに出願されていない部分意匠の分割

願書の記載及び願書に添付した図面等から判断して、意匠創作上の一体性が認められない、物理的に分離した物品の部分が二以上包含されていると認められるものは、意匠ごとに出願されていないものであり、意匠法第7条の規定の要件を満たさないものとして取扱う。

この場合、二以上の部分意匠を含む部分意匠の意匠登録出願として、意匠法第10条の2の規定に基づく分割を認め、新たな部分意匠の意匠登録出願は、もとの部分意匠の意匠登録出願の時にしたものとみなす。

ただし、新たな意匠登録出願を全体意匠の意匠登録出願とした場合（例えば、もとの部分意匠の意匠登録出願のうちの一つの「意匠登録を受けようとする部分」を部品の意匠として新たな意匠登録出願をした場合）には、意匠法第10条の2の規定に基づく適正な分割とは認めず、新たな意匠登録出願は、分割のあった時にしたものとして取扱う。

61.10.2 意匠ごとに出願された意匠登録出願の一部を一又は二以上の部分意匠の意匠登録出願とする分割

一意匠として認められる意匠登録出願を一又は二以上の新たな部分意匠の意匠登録出願に分割した場合は、意匠法第10条の2の規定による適法な分割とは認めず、新たな意匠登録出願は、分割のあった時にしたものとして

取扱う。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第8部「特殊な意匠登録出願」第1章「意匠登録出願の分割」を参照されたい。

61.11 特許出願又は実用新案登録出願からの出願変更に関する取り扱い

特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に、変更による新たな意匠登録出願の部分意匠が明確に認識しうるような具体的な記載があり、出願の変更の前と後の内容が同一と認められる場合に、変更による新たな部分意匠の意匠登録出願は、もとの特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとみなす。

61.12 パリ条約による優先権主張等を伴う部分意匠の意匠登録出願

優先権の主張は、我が国への意匠登録出願に係る部分意匠と、それに対応する優先権の主張の基礎となる第一国の出願に係る部分意匠とが同一の場合に認められる。

したがって、以下のいずれかに該当する場合は、優先権の主張は認められない。

- (1) 第一国出願が全体意匠に係るものであって、我が国への意匠登録出願がその全体意匠の一部である部分意匠に係るものである場合
- (2) 第一国出願が部分意匠に係るものであって、我が国の意匠登録出願における部分意匠として「意匠登録を受けようとする部分」が、第一国出願に無い内容が付加されたものである場合、及び、第一国出願の内容の一部が含まれないものである場合
- (3) 第一国出願が部分意匠に係る複数の出願であって、我が国への意匠登録出願がそれらを組み合わせた「部分意匠の意匠登録出願」である場合
- (4) 第一国出願が部分意匠に係る出願であって、我が国への意匠登録出願が一般に破線で表される「その他の部分」を実線に変更した全体意匠の意匠登録出願である場合